

令和6年1月から 産前産後期間相当分の 国民健康保険税が免除されます

令和6年1月から、子ども・子育て支援として、**和水町国民健康保険の被保険者が出産予定または出産した場合に、出産する被保険者の国民健康保険税が一部軽減される制度**が始まります。
この軽減措置の適用を受けるには**届出が必要**です。

対象となる方・受付期間

和水町国民健康保険の被保険者で、**令和5年11月以降に出産予定または出産した方**
※出産とは、妊娠85日（4ヶ月）を超える出産をいいます。
届出については、**出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能**です。

国民健康保険税の減額方法

その年度に納める国民健康保険税の所得割額と均等割額から、**出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額**されます。

	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
単胎の方				出産予定月		
多胎の方				出産予定月		

※産前産後期間相当分の国民健康保険税所得割額と均等割額が年額から減額されます。産前産後期間の保険税が0円になるとは限りません。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が減額されます。

令和5年度においては、**産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、国民健康保険税が減額**されます。

令和5年8月	9月	10月	11月	12月	令和6年1月	2月
			出産予定月			

…対象期間

※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険税が減額されます。令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。

※国民健康保険税が減額された場合、**払いすぎになった保険税は還付**されます。

届出に必要な書類

- ・届出書
- ・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）
- ・出産予定日または出産日を確認することができる書類（母子手帳など）
- ・多胎妊娠の場合は確認することができる書類

届出先

和水町 税務課 町民税係 TEL0968-86-5723(直通)